令和5年11月臨時会

横芝光町議会会議録

令和5年 11月13日 開会

令和 5 年 11月13日 閉会

横芝光町議会

令和5年11月横芝光町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月13日)

議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1
職務のため出席した者の職氏名····································
開会の宣告
開議の宣告
会議録署名議員の指名
会期決定の件
諸般の報告4
議案第1号及び議案第2号、報告第1号の上程、説明
議案第1号審議(質疑・討論・採決)9
議案第2号審議(質疑・討論・採決)11
閉会の宣告
署名議員

1 月 臨 時 会

(第 1 号)

令和5年11月横芝光町議会臨時会

議 事 日 程(第1号)

令和5年11月13日(月曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第1号及び議案第2号、報告第1号について(町長提案理由説明)

日程第 5 議案第1号審議(質疑・討論・採決) 専決処分の承認を求めることについて(和解及び損害賠償額の決定)

日程第 6 議案第2号審議(質疑・討論・採決)

横芝小学校改築電気設備工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(1	6名)										
1番	森		大	地	君	2番	内	田	美	穂	君
3番	霞		浩	子	君	4番	市	原	成	_	君
5番	印	東	彦	治	君	6番	小	倉	弘	業	君
7番	森	Ш	貴	恵	君	8番	秋	鹿	幹	夫	君
9番	宮	薗	博	香	君	10番	山	﨑	義	貞	君
11番	鈴	木	和	彦	君	12番	鈴	木	輝	男	君
13番	Ш	島		仁	君	14番	Ш	島	富士	上 子	君
15番	鈴	木	克	征	君	16番	鈴	木	唯	夫	君
欠席議員 (なし)											

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町
長
佐
藤
晴
彦
君
副
町
長
山
田
智
志
君

総
務
課
長
D
川
雅
一
君
財
政
課
長
向
後
和
彦
君

整
業
課
長
助
瀬
淳
一
君
書
表
書
月
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財
財</

職務のため出席した者の職氏名

局 長渡邉 奨 書 記 椎名悦子

◎開会の宣告

○議長(鈴木和彦君) おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。

よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和5年11月横芝光町議会臨時会を開会します。

なお、議会事務局職員などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了 承ください。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○議長(鈴木和彦君) 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(鈴木和彦君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

9番 宮 薗 博 香 議員

7番 森川 貴恵議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長(鈴木和彦君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(鈴木和彦君) ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(鈴木和彦君) 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

10月3日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年9月定例会について、小倉弘業議員。

〔6番議員 小倉弘業君登壇〕

○6番(小倉弘業君) 去る10月3日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年 9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、報告1件と議案4件であります。

報告第1号は、令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越しについてであります。

本件は、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、横芝光消防署庁舎建設事業に係る継続費を繰り越したので、同項の規定により継続費繰越計算書を調製し、議会に報告されたものであります。

議案第1号は、令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について であります。

歳入総額は18億5,857万7,389円。一方、歳出総額は18億405万8,332円で、歳入歳出差引残額5,451万9,057円は、翌年度に繰り越すことになりました。

議案第2号は、令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第2号)についてであります。

本案は、ちば消防共同指令センター指令システム更新に係る債務負担行為を設定するもので、期間を令和6年度から令和8年度とし、限度額を1億5,006万2,000円とするものであります。

議案第3号は、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気

設備に係る事項等に関し、所要の条文を整備するため提案されたものであります。

議案第4号は、横芝光消防署建設工事請負契約の変更についてであります。

本案は、横芝光消防署建設工事請負契約について、物価の変動により請負代金額を変更する必要が生じたため、当該請負代金額を9,810万2,400円増額し、11億3,210万2,400円に変更するため、提案されたものであります。

提案された4議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

[6番議員 小倉弘業君降壇]

○議長(鈴木和彦君) 次に、10月24日に開催された令和5年東総衛生組合議会10月定例会について、川島仁議員。

〔13番議員 川島 仁君登壇〕

○13番(川島 仁君) 改めまして、おはようございます。

去る10月24日に開催されました令和5年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案1件であります。

議案第1号は、令和4年度東総衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。 歳入総額は6億3,236万7,233円。一方、歳出総額は6億744万257円で、歳入歳出差引残額 2,492万6,976円のうち1,250万円を財政調整基金に繰り入れし、1,242万6,976円を翌年度に 繰り越すことになりました。

提案されました1議案は、原案のとおり可決、承認されました。

以上、令和5年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔13番議員 川島 仁君降壇〕

○議長(鈴木和彦君) 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号及び議案第2号、報告第1号の上程、説明

○議長(鈴木和彦君) 日程第4、議案第1号及び議案第2号、報告第1号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長(佐藤晴彦君) おはようございます。

本日ここに、令和5年11月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用の折にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進にあたり、格別なるご高配とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。 お手元の令和5年11月横芝光町議会臨時会提案理由説明書をご覧ください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(和解及び損害賠償額の決定)でありますが、本案は、令和4年11月23日から同年11月24日にかけて、横芝光町尾垂地先で発生した大布川樋門の開閉不良を原因とする大布川の溢水により周辺に生じた浸水被害に対して、千葉県と連帯して負う損害賠償責任に関し、町損害賠償額100万1,914円を支払うことにより相手方と示談することについて、早期解決を図るため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第2号 横芝小学校改築電気設備工事請負契約の締結についてでありますが、本案は、 横芝小学校改築電気設備工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方 自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございま す。

報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)でありますが、本件は、令和4年11月23日から同年11月24日にかけて、横芝光町尾垂地先で発生した大布川樋門の開閉不良を原因とする大布川の溢水により周辺に生じた浸水被害に対して、千葉県と連帯して負う損害賠償責任に関し、町損害賠償額3万5,692円を支払うことにより相手方と示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長(鈴木和彦君) 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、産業課長。

〔產業課長 加瀬淳一君登壇〕

○産業課長(加瀬淳一君) それでは、ピンク色の表紙、議案つづり1ページをご覧ください。 補足説明の前に、和解と損害賠償の法令上の整理についてご説明させていただきます。

地方自治法第96条第1項で規定する議会の議決事項のうち、第12号で和解について、第13号で損害賠償の額を定めることとされております。

一方、地方自治法第179条第1項で、「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」は、地方公共団体の長が専決処分できるとされており、同条第3項で、「次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない」とされています。

また、地方自治法第180条第1項では、「議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる」とされており、第2項で、「専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない」とされております。

当町においては平成20年9月19日に、専決処分できる事項を、100万円以下の和解、損害 賠償額の決定として議決をしております。

以上から、本日の議案第1号で専決処分の承認について、報告第1号で専決処分の報告を させていただきます。

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(和解及び損害賠償額の決定)につきまして、補足説明をさせていただきます。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、大布川樋門の開閉不良を原因とする 浸水被害に対する和解と損害賠償額決定について、議会を招集する時間的余裕がなかったこ とから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを議会に報告し、 承認を求めるものであります。

3ページをご覧ください。

こちらは専決処分書でありまして、示談日である令和5年10月12日付で専決処分をしたものであります。

次に、5ページ、和解及び損害賠償額の決定についてにより、内容について説明させてい ただきます。

1、和解及び損害賠償の相手方は、神奈川県横須賀市在住の方であります。

和解の要旨につきましては、令和4年11月23日から24日にかけて横芝光町尾垂地先で発生

した大布川樋門の開閉不良を原因とする大布川の溢水により周辺に生じた浸水被害について、 千葉県と連帯して、町はその損害を賠償するものであります。

損害賠償額につきましては総額200万3,829円であり、町が負担する損害賠償額は100万1,914円として和解し、示談しております。損害賠償の負担割合については、千葉県と町の協議により、折半で負担することとしております。

賠償内容は、所有する家屋3棟の床下浸水に対する洗浄消毒に161万8,715円のほか、浸水により損傷した浄化槽のブロア、エアコン室外機の時価相当額となっております。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任により専決処分できる事項として、当町で指定されている100万円を超える案件ではありますが、令和5年5月30日の議員全員協議会にて説明させていただいた際、円滑に賠償を進めるべく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただくことで、議員の皆様のご理解をいただき、進めてまいりました。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう お願い申し上げます。

[產業課長 加瀬淳一君降壇]

○議長(鈴木和彦君) 議案第2号について、財政課長。

[財政課長 向後和彦君登壇]

○財政課長(向後和彦君) 議案第2号につきまして、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案報告つづり7ページをご覧ください。

横芝小学校改築電気設備工事請負契約の締結についてであります。

契約の目的は横芝小学校改築電気設備工事、契約の方法は一般競争入札で、入札参加資格に一定の要件を付した制限付一般競争入札を去る9月27日、予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で電子入札により執行し、3者からの応札がありました。

この結果、東進電気株式会社姉崎支店が、税抜の予定価格3億5,600万円に対しまして、 入札金額3億2,752万円で落札候補者となり、10月5日開催の横芝光町建設工事等入札参加 業者選定審査委員会におきまして資格審査を行い、落札者に決定したことから、入札金額に 消費税を加えた3億6,027万2,000円を契約金額とし、契約の相手方を千葉県市原市姉崎西三 丁目4番地1、東進電気株式会社姉崎支店支店長、山口友彦として請負契約を締結すること について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでありま す。 以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長(鈴木和彦君) 報告第1号について、産業課長。

[產業課長 加瀬淳一君登壇]

○産業課長(加瀬淳一君) それでは、報告第1号について、補足説明させていただきます。 町長から提案理由説明がありましたとおり、いずれも大布川樋門に係る浸水被害に対する 和解と損害賠償額決定について専決処分したので、これを議会に報告するものであります。 9ページの報告第1号をご覧ください。

専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会 に報告するものであります。

ページをめくっていただき、11ページは専決処分書であります。示談日である令和5年10 月12日付で専決処分したものでございます。

次に、13ページ、和解及び損害賠償額の決定についてにより、内容について説明させていただきます。

和解の相手方は、千葉県山武郡横芝光町在住の方であります。

和解の要旨につきましては、令和4年11月23日から24日にかけて発生した大布川の浸水被害について、千葉県と連帯して、町はその損害を賠償するものです。

損害賠償額につきましては総額7万1,383円であり、町が負担する損害賠償額は3万5,692円として和解し、示談しております。

賠償内容は、浸水により損傷した石油ストーブ、エンジンポンプ、冷蔵庫、草刈り機等、 物品の時価相当額となっております。

以上、報告第1号の補足説明とさせていただきます。

〔産業課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長(鈴木和彦君) 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定) は、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

◎議案第1号審議(質疑・討論・採決)

○議長(鈴木和彦君) これより議案審議を行います。

日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(和解及び損害賠償額の決定)を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

宮薗博香議員。

○9番(宮薗博香君) 今までの議会の要望等を受け、速やかに事務手続をしてくれていることに対しては感謝を申し上げる次第です。

しかしながら、この事故が発生して、おおむね1年になろうとしております。ですから、 まだ残っている人もいるかと思いますので、早急に皆さんに対応していただければありがた いなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

- ○議長(鈴木和彦君) 産業課長。
- ○産業課長(加瀬淳一君) ご助言いただき、ありがとうございます。

山武土木事務所と共に、鋭意進めております。残り、あと5件となっております。いずれ も、連絡がなかなか取りづらかったり、交渉のほうが続いている方というふうになっており ます。

順次、決まり次第、またご報告のほうさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(鈴木和彦君) 山﨑義貞議員。
- ○10番(山﨑義貞君) 今、課長のほうから、残り5件、交渉中という話がありましたが、 交渉中と、それから連絡取れないと言われました。

それぞれ、連絡取りづらいところと交渉中のところを、件数を教えてください。

- ○議長(鈴木和彦君) 産業課長。
- ○産業課長(加瀬淳一君) まず、連絡の取りづらいところにつきましては、連絡が全く取れずに調査のほうができていない方が1件、調査の日程の連絡待ちが1件、それから調査は済んでいるのですが、相続の関係の調整中が1件、それから交渉中の方が2件という内訳になっております。

また、申し訳ありません、現在、協議中などについては5件となりますが、次回11月28日 の全員協議会におきまして、4件の方が調っておりますので、そちらについては説明をさせ ていただきます。 以上です。

[10番議員「分かりました」と発言]

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(鈴木和彦君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(鈴木和彦君) ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木和彦君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議(質疑・討論・採決)

○議長(鈴木和彦君) 日程第6、議案第2号 横芝小学校改築電気設備工事請負契約の締結 についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

山﨑義貞議員。

- ○10番(山﨑義貞君) それでは教えていただきたいと思いますが、電気工事ですので、当然エアコン工事も入ると思いますが、エアコン入らないところとか、それから入るところ、体育館などはどのようになっているのか、それと入らないところは、どのようなところがエアコン入らないのかを教えていただければと思います。
- ○議長(鈴木和彦君) 教育課長。
- ○教育課長(鈴木正広君) 申し上げさせていただきます。

エアコンの設置につきましては機械設備ということで、今回の電気ではございません。 先ほどの体育館の設備ですけれども、体育館のほうにもエアコンのほうは入れさせていた だきます。機械設備というところで入れますので、よろしくお願いいたします。

[10番議員「分かりました」と発言]

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(鈴木和彦君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(鈴木和彦君) ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木和彦君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(鈴木和彦君) 以上で本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。 これで本日の会議を閉じます。

令和5年11月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議 長 鈴 木 和 彦

議 員 宮薗博香

議員森川貴恵